

新型コロナウイルス感染症対策連絡会議次第

日時：令和2年3月5日（木）

午前10時から

場所：市役所 講堂2

1 あいさつ

2 各課等における手続き業務について

令和2年2月27日付で国税庁が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から申告所得税等の申告・納付期限を同年4月16日まで延長する旨を発表した。（別添資料参照）

- (1) 省庁から発出されている通知等
- (2) 既に変更（期限延長・中止）している手続き
- (3) 今後変更（期限延長・中止）を予定している手続き

3 情報交換

4 その他